



北九州市国民健康保険 第二期保健事業実施計画

(データヘルス計画)



(第三期 特定健康診査等実施計画)

平成30(2018)～35(2023)年度

北九州市国民健康保険

目 次

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的な考え方	1
1 背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 関係部局連携による実施体制	4
6 保険者努力支援制度等の保険者インセンティブについて	6
<hr/>		
第2章 北九州市国民健康保険の現状と課題	7
1 北九州市の特徴	7
2 北九州市国民健康保険の特徴	11
3 レセプトからみた疾病の状況	13
4 特定健診の状況	15
5 医療費の状況	24
6 介護の状況	30
<hr/>		
第3章 第一期データヘルス計画に係る評価と健康課題の明確化	32
1 成果目標の評価	32
2 保健事業の評価	33
3 健康課題の明確化	34
<hr/>		
第4章 第二期データヘルス計画の成果目標と今後の取組	35
1 成果目標の設定	35
2 保健事業の実施	36
<hr/>		
第5章 医療費適正化に係る現状と取組	46
1 医療費適正化に係る現状	46
2 医療費適正化の取組	48
3 医療費適正化の成果目標	50

第6章 第三期特定健康診査等実施計画	51
1 目標の設定	51
2 対象者の見込み	52
3 特定健診の実施	52
4 特定保健指導の実施	56
5 特定健診・特定保健指導の結果の報告と保存	58
6 個人情報保護対策	59
7 結果の報告	59
8 特定健康診査等実施計画の公表・周知	59
9 特定健康診査等実施計画の評価・見直し	59
第7章 地域包括ケアに係る取組	60
第8章 計画の評価・見直し	62
1 評価の時期	62
2 評価方法・体制	62
第9章 計画の公表・周知及び個人情報の取扱い	63
1 計画の公表・周知	63
2 個人情報の保護	63
各種統計資料	65
計画策定に係る経緯	71

第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的な考え方

1 背景

国は、「日本再興戦略※¹」において、「全ての健康保険組合に対し、診療報酬明細書（レセプト）や特定健康診査（特定健診）のデータの分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、計画の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める」としました。さらに「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）」（以下「国指針」という。）により、「保険者等は健康・医療情報を活用してP D C Aサイクル※²に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施のための「保健事業計画（データヘルス計画）」を作成した上で、保健事業の実施・評価・改善等を行うもの」としました。

これに基づき、本市においても国民健康保険の保険者※³として「北九州市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（計画期間 平成28年3月～平成29年度）」を策定し、生活習慣病の予防及び重症化予防や医療費適正化に取り組んできました。

また、厚生労働省は、医療保険加入者の生活習慣病予防・健康づくりを推進し、医療費の適正化を進めるため、医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ※⁴として「保険者努力支援制度」を創設し、平成30年度から本格実施することとしています。

このような新たな国の動きや本市の課題等を踏まえ、本市では、保健事業を引き続き実施するにあたり、「北九州市国民健康保険第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定します。

※1 日本再興戦略：我が国の経済再生に向けて、産業基盤の強化、医療・エネルギー等の市場創造、国際経済連携の推進や海外市場の獲得等、第二次安倍内閣が掲げる成長戦略のこと（H25.6閣議決定）

※2 P D C Aサイクル：P（計画）→D（実施）→C（評価）→A（改善）を繰り返し行うこと

※3 保険者：「高齢者の医療の確保に関する法律」第7条第2項に規定する保険者をいう

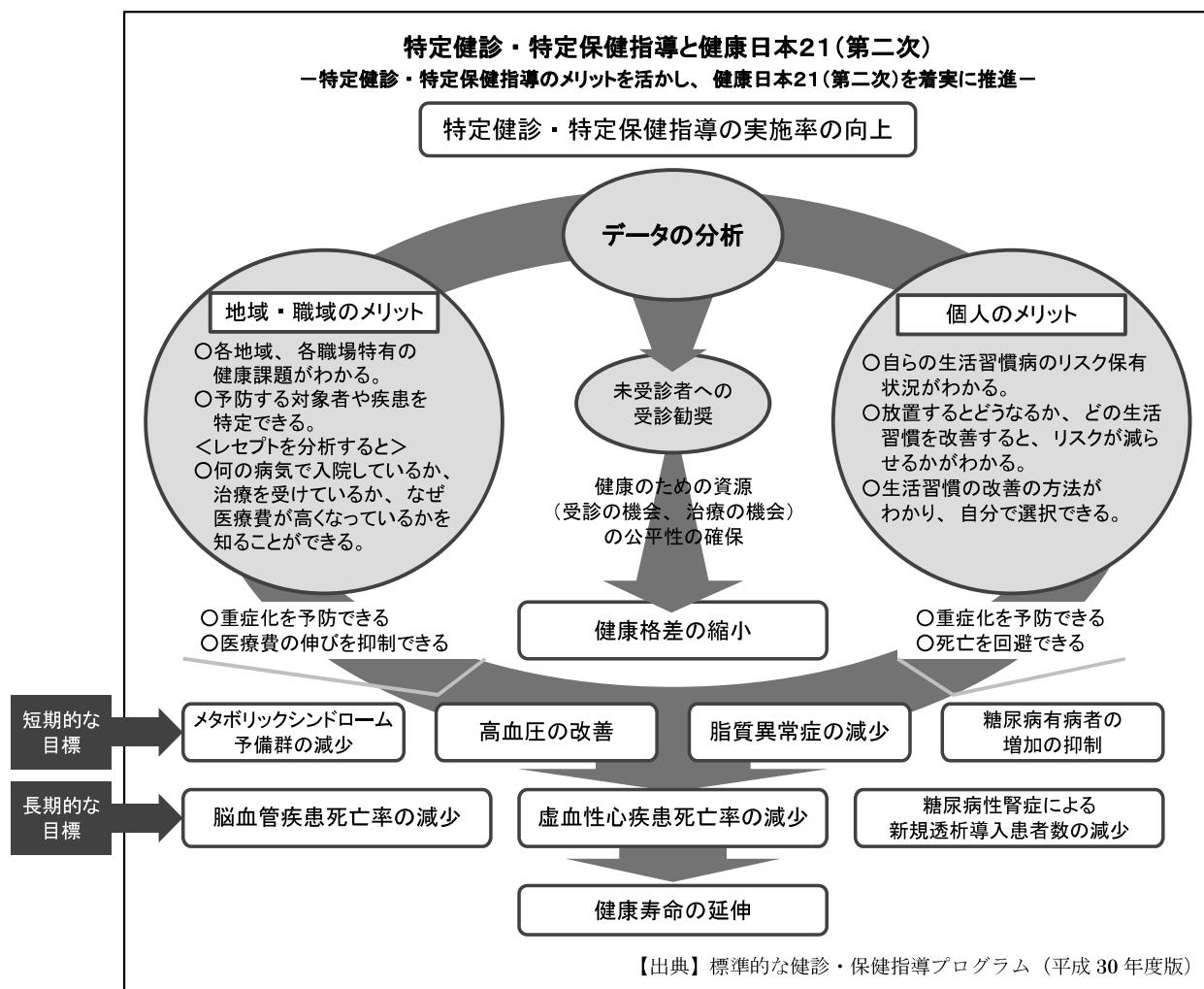
※4 インセンティブ：意欲の向上や目標を達成するための刺激・誘因

2 計画の目的

「日本再興戦略」の中で「健康寿命の延伸」がテーマとされ、平成25年4月から開始した「健康日本21（第二次）」では、健康寿命の延伸や健康格差の縮小をはじめ、生活習慣の改善や社会環境の整備等に関する具体的な目標を設定し、脳血管疾患死亡率の減少、虚血性心疾患の死亡率の減少、糖尿病性腎症による新規人工透析導入患者数の減少を目指すことが示されています。

本市では、国保データベースシステム（KDB^{※1}）を活用して特定健康診査の結果やレセプト、介護保険等のデータ分析を行い、優先的に取り組むべき健康課題を抽出し、生活習慣病発症予防及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康保持増進を図ることで、健康寿命の延伸、ひいては医療費の適正化を目指します（図表1-1）。

[図表1-1 特定健診・特定保健指導と健康日本21（第二次）]



※1 KDB：国民健康保険団体連合会が管理する「特定健康診査・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る統計情報を保険者向けに情報提供するシステムのこと

3 計画の位置づけ

本計画は、国民健康保険法第82条第4項の規定による「国指針」に基づく計画です。

また本計画は、保健事業の中核をなす「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）に基づく「第三期特定健康診査等実施計画」を包含するものとします。

さらに、健康増進法に基づく基本的な方針を踏まえるとともに、本市の健康増進計画である「第二次北九州市健康づくり推進プラン」や老人福祉法に規定された「老人福祉計画」と介護保険法に規定された「介護保険事業（支援）計画」を包含した法定計画である「北九州市いきいき長寿プラン」をはじめとする関連計画等との整合性を図ります。

[図表1－2 データヘルス計画とその他法定計画等との位置づけ]

	健康日本21計画	データヘルス計画	特定健康診査等実施計画	老人福祉計画 介護保険事業（支援）計画
本市計画	第二次北九州市健康づくり推進プラン	北九州市国民健康保険 第二期 保健事業実施計画（第二期 データヘルス計画） (第三期 特定健診等実施計画は第二期データヘルス計画に包含)		北九州市 いきいき長寿プラン
法律	健康増進法	国民健康保険法	高齢者の医療の確保に関する法律	老人福祉法 介護保険法
基本的な指針	厚生労働省 健康局 平成24年6月 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針	厚生労働省 保険局 平成28年6月 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正	厚生労働省 保険局 平成29年8月 特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針	厚生労働省 老健局 平成30年3月 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
根拠・期間	法定 平成25～34年度（第2次）	指針 平成30～35年度（第2期）	法定 平成30～35年度（第3期）	法定 平成30～32年度（第7期）
計画策定者	都道府県：義務 市町村：努力義務	医療保険者	医療保険者	都道府県：義務 保険者：義務
対象者	北州市民	国保被保険者全員	40歳～74歳の国保被保険者	1号被保険者 65歳以上 2号被保険者 40～64歳

4 計画の期間

この計画の期間は、平成30（2018）年度から平成35（2023）年度までの6年間とします。

《参考》計画期間の根拠について

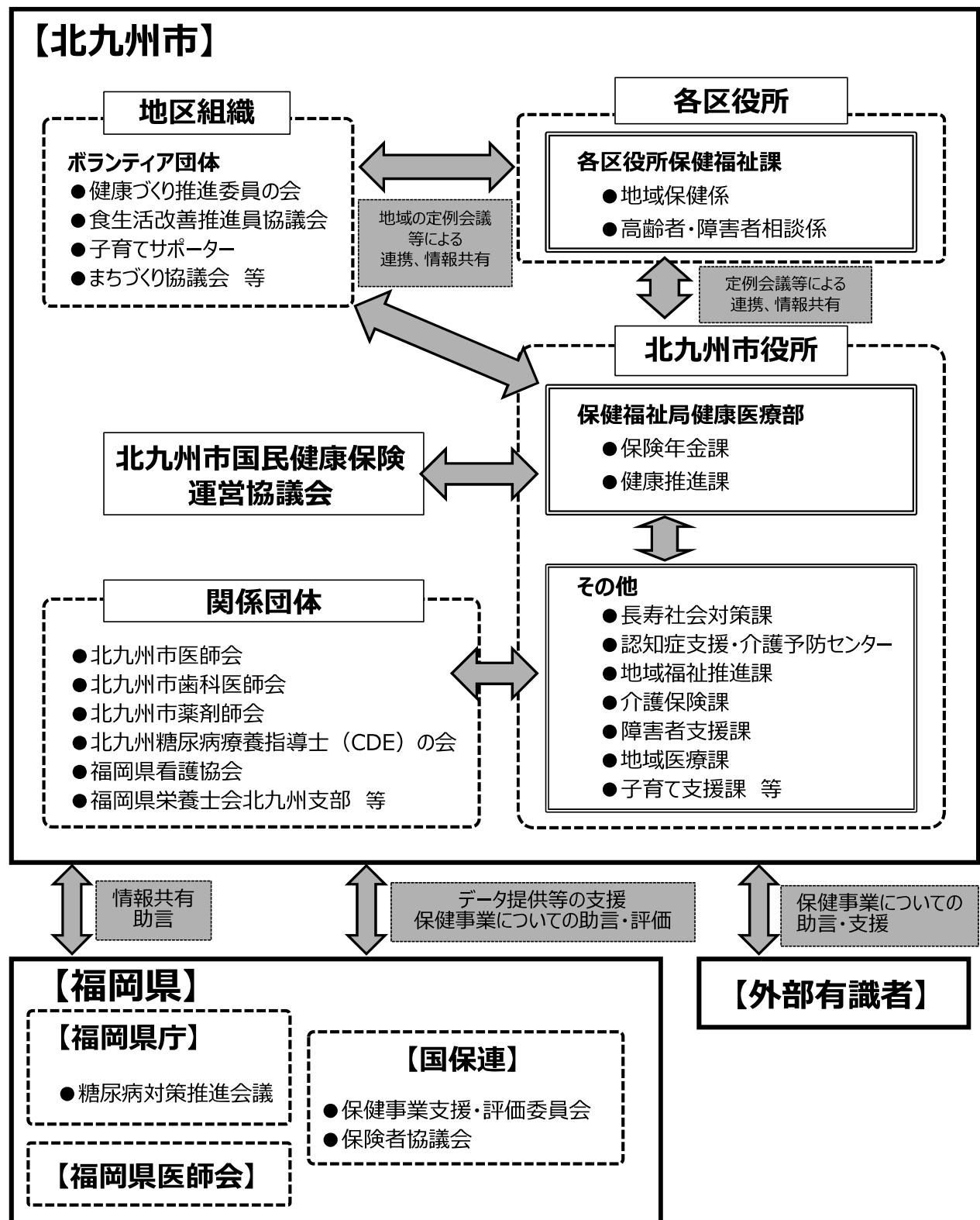
計画期間については、他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮することとされており、高確法に基づく「医療費適正化計画」（実施主体：県）及び「特定健康診査等実施計画」（実施主体：市）の計画期間が6年一期（平成30年度から平成35年度）に見直されたことを踏まえています。

5 関係部局連携による実施体制

本計画は、北九州市国民健康保険の担当である保健福祉局健康医療部（保険年金課、健康推進課）を実施主体とし、関係各課との連携や調整を図り、策定及び実施を行います。

また、計画の推進等にあたり、北九州市国民健康保険運営協議会において、有識者・被保険者を代表する委員より意見聴取を行うとともに、福岡県国民健康保険団体連合会（国保連）、及び国保連に設置されている保健事業支援・評価委員会や福岡県、福岡県保険者協議会等より本計画に対する支援・評価を受けます。

[図表 1－3 北九州市の実施体制図]



6 保険者努力支援制度等の保険者インセンティブについて

国は医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度として、市町村国保に対し、新たに「保険者努力支援制度」を創設し、平成30年度から本格実施することとしています。「保険者努力支援制度」とは、特定健診の受診率向上や、糖尿病重症化予防等の取組を客観的な指標で評価し、獲得点数に応じて補助金が国より交付される仕組みです。

保険者努力支援制度の評価指標については、毎年の保健事業の実績や実施状況を見ながら進化発展させるとしており、平成30年度の配点においては、糖尿病の重症化予防の取組の実施状況や収納率向上に関する取組の実施状況を高く評価しています（図表1－4）。

[図表1－4 保険者努力支援制度の評価指標と平成30年度の配点]

（総得点790点：体制構築点を除く）

保険者共通の指標	配点
●特定健診受診率	50
●特定保健指導実施率	50
●メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率	50
●がん検診受診率	30
●歯周疾患（病）健診の実施	25
●糖尿病の重症化予防の取組の実施状況	100
●広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況 (個人へのわかりやすい情報提供、個人インセンティブの提供)	95
●加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況	35
●後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況	75
国民健康保険固有の指標	配点
●収納率向上に関する取組の実施状況	100
●医療費の分析（データヘルス計画の取組）	40
●給付の適正化（医療費通知の取組）	25
●地域包括ケアの推進	25
●第三者求償の取組状況	40
●適正かつ健全な事業運営の実施状況	50